

「高等教育の修学支援制度」にかかる本学の取扱いについて(新入生対象)

本学は、「高等教育の修学支援制度(授業料等減免・給付奨学金)」の対象校に認定されています。

1. 「高等教育の修学支援制度」対象者の入学時納入金は、以下のとおり取り扱います。

- (1) 入学時納入金(入学申込金、第一期分学費等納入金)は、入学試験要項に記載の納入期限までに全額を納入していただく必要があります。減免認定後の金額ではありませんので、ご注意ください。
- (2) 「高等教育の修学支援制度」の対象者に対し、減免申込等及び給付型奨学金(予約申請)の手続きに関する説明動画を、4月上旬にFUポータル(学生向けポータルサイト)に掲載する予定です。
- (3) 入学後に所定の手続きを経て、授業料等の減免対象者であることが確認できた方については、後日、減免相当額を還付します。還付時期は7月を予定しています。

2. 「高等教育の修学支援制度」と①～③の「福岡大学独自の給付型奨学金・授業料等減免」の併用については以下のとおり取り扱います。

- ①入試成績優秀者奨学金「FUスカラシップ」
- ②アスリート特別選抜入学者の授業料等減免
- ③商学部第二部奨学金

- (1) ①、②は「高等教育の修学支援制度」と併用可です。①、②による授業料等減免後の残額を「高等教育の修学支援制度」により減免し、給付奨学金も対象となります。
- (2) ③は「高等教育の修学支援制度」と併用可ですが、授業料等は全額免除されるため、給付奨学金のみが対象となります。

※「高等教育の修学支援制度」の内容・詳細は、文部科学省の特設ページをご覧ください。

→<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

お問い合わせ先

TEL : 092-871-6631 (代)

福岡大学学生課奨学金係 (内線 2654~2656)